

議案第71号

湯河原町税条例の一部改正について

湯河原町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年11月27日提出

湯河原町長 内 藤 喜 文

(提案理由)

地方税法及び同法施行規則の一部改正に伴い、固定資産税の規定に係る引用条項の整理及び課税標準の特例を追加するため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町税条例の一部を改正する条例

湯河原町税条例（昭和51年湯河原町条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第14条第2項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同条第3項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同条第4項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改める。

附則第16条第13項を削り、同条第12項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同項の前に次の1項を加える。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の湯河原町税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

湯河原町税条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
<p>附 則 （耐震基準適合住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第14条 （略）</p> <p>2 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) （略）</p> <p>―</p> <p>(6) （略）</p> <p>3 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) （略）</p> <p>―</p> <p>(5) （略）</p> <p>4 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月</p>	<p>附 則 （耐震基準適合住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第14条 （略）</p> <p>2 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) （略）</p> <p>―</p> <p>(6) （略）</p> <p>3 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) （略）</p> <p>―</p> <p>(5) （略）</p> <p>4 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月</p>	

現 行	改 正 後	備 考
<p>以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第17項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p> </p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>施行規則附則第7条第17項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p> </p> <p>6 (略)</p> <p>7 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>8 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p>	<p>以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第18項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p> </p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>施行規則附則第7条第18項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p> </p> <p>6 (略)</p> <p>7 <u>法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。</u></p> <p>8 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>9 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p>	

現 行	改 正 後	備 考
9 <u>法附則第15条第25項第2号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	10 <u>法附則第15条第25項第3号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	削る
10 <u>法附則第15条第25項第3号イ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	11 <u>法附則第15条第25項第4号イ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	
11 <u>法附則第15条第25項第3号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	12 <u>法附則第15条第25項第4号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	
12 <u>法附則第15条第25項第3号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	13 <u>法附則第15条第25項第4号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	
13 <u>法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u>		
14 (略)	14 (略)	
15 (略)	15 (略)	
	附 則 (施行期日)	
	第1条 この条例は、公布の日から施行する。	
	(経過措置)	
	第2条 この条例による改正後の湯河原町税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。	